

校名の選定方法について（案）

1 想定される選定方法（どのような方法で選定を行うか）

ア：準備委員会内で決定する

① 各委員が校名案を出し、準備委員会の場で話し合い、校名候補を決定

〔各委員の考える校名案を出し合い、その場で校名候補を決定〕

② 各委員がまとめた選出母体の校名案を準備委員会で話し合い、校名候補を決定

〔各委員が選出母体からの校名案（保護者からの案・地区からの案など）を取りまとめ、それを持ち寄る（複数可）。それらを準備委員会の場で話し合い、校名候補を決定〕

③ 校名案を準備委員会の場を出し合い、その校名案を示して児童、生徒、保護者、地区等からの投票により校名候補を決定

〔各委員の考える校名案を出し（複数可）、それらの校名案を統合準備委員会だよりに掲載し、投票のような形で決定〕

イ：公募により決定する

④ 校名案を児童、生徒、保護者、地区等から募り準備委員会において校名候補を決定

〔統合準備委員会だよりと校名募集用紙を兼ねるものを発行し、公募する〕

⑤ 校名案を全市民から募り、準備委員会において校名の候補を決定

〔④の方法を、市全域に対象範囲を拡大したもの。広報おみたま・市ホームページに掲載し、公募する〕

2 校名決定までの手続きについて

校名の選定には、上記①～⑤の選定方法が考えられるが、いずれの場合も、準備委員会としての校名候補を決定後、教育委員会に報告する。

教育委員会において統合校の名称として議決後、市議会に「小美玉市立学校設置条例」改正案として上程し、議会の議決をもって最終決定となる。